

本庁舎等 9 5 施設電力調達 仕様書

本仕様書は、本庁舎等 9 5 施設で使用する電力の供給について定めたものである。

1 需給対象

- (1) 需要場所 業種及び用途
別紙 1 のとおり

2 需要設備の概要

- (1) 電気方式 交流 3 線 3 相式
- (2) 標準電圧 6, 0 0 0 V
- (3) 標準周波数 6 0 Hz
- (4) 受電方式 1 回線受電
- (5) 常用自家発電設備 あり
天文科学館、貴崎小学校、二見中学校、消防本部庁舎に太陽光自家発電あり
定格出力：天文科学館 2 k W、貴崎小学校 20 k W、二見中学校 22 k W、消防本部庁舎 1 0 k W

3 契約電力、予定使用電力

- (1) 契約電力（常時電力）
別紙 2 のとおり
(契約上使用できる電気の最大電力をいい、3 0 分最大需要電力計により計測される値。当月の最大値と過去 1 1 か月の最大値を比べて大きい値を用いる。)
- (2) 予定使用電力量
別紙 2 のとおり
(2 0 2 1 年 1 0 月 1 日から 2 0 2 2 年 9 月 3 0 日までの使用量の見込み)
※ 2 0 2 0 年度(令和 2 年度)の月ごとの最大需要電力及び使用電力量の実績は
別紙 3 のとおり
- (3) 予定力率
1 0 0 % (平均)
(各月の力率は実測値によるものとする)

4 供給期間

2 0 2 1 年 1 0 月 1 日から 2 0 2 2 年 9 月 3 0 日とする。
なお、検針日等の関係で、供給期間の開始日又は終了日を調整しようとする場合は、

協議の上、供給期間を変更することはできるものとする。

5 需給地点

別紙1のとおり

6 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

7 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ。

8 供給の方法

本庁舎等95施設で使用する電気の需要に応じて全量供給するものとする。

9 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。なお、協議の上、検針日を変更することはできるものとする。

10 電力量の検針方法

一般送配電事業者の検針方法による。

11 料金体系

電気料金は、基本料金と電力量料金（夏季（7月～9月）と夏季以外による料金、又は、時間帯別（重負荷時間、昼間時間、夜間時間）の料金）に基づく2部料金制とする。

12 力率

力率は、その1ヶ月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率になる場合には、その瞬間力率は100%とする。）平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

13 電力料金単価調整

（1）契約期間内に原油等の価格変動があり、発電コストが変動した場合において、

社会的に単価調整の必要性があると認められる時は、入札時の電力量料金の単価を調整するものとする。

- (2) 単価調整とは、入札時に算出された燃料調整額と請求時に算出された燃料調整額との差額を入札時の単価に増減して請求時の単価とすることを意味する。
- (3) 燃料調整額とは、一定期間内の発電コストの変動に伴い、各社の基準となる電力量単価に修正を加えるべき増減分を意味し、その算定方法については、落札後に締結する電力調達契約書等で定めることとする。

14 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気供給者の供給条件によるものとする。

15 支払方法

1 月ごとに、電力供給会社からの請求に基づき、当該請求書が適法であると認められる場合は、検針日の翌日から起算して 30 日以内にその電気料金を支払うこととする。

なお、支払い手続きに日数を要するので、検針の翌日から原則として 8 日以内にその請求を行うこと。

16 料金の算定

- (1) 料金の算定は 1 月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により次の計算方法で行う。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (2) 基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は次のとおり。

基本料金＝電力基本料金単価(消費税及び地方消費税額を含む)×契約電力
× (185%－力率)

電力量料金＝電力量料金単価(消費税及び地方消費税額を含む)×使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(消費税及び地方消費税額を含む)×使用電力量

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

電力基本料金単価及び電力量料金単価は、小数点以下第 2 位までとする。

基本料金、電力量料金、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数

点以下を切り捨てる。

17 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

電力供給側の事故や災害により、本庁舎等 95 施設への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。

18 電気の供給を中止または制限したときの料金割引

電気の供給を中止または制限したときは、料金割引をすること。割引の対象及び率については、落札後締結する電力調達契約書等において定める。

19 条件付解除

本電力調達は、翌年度以降において、歳入歳出予算におけるこの契約金額について減額又は削減された場合は、この契約を解除することがある。

20 その他

- (1) 供給実施に際しての条件等詳細については、落札後締結する電力調達契約書等において定める。
- (2) 入札契約期間中における予定使用電力量を契約年間電力量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定の水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。